

士会の発出する「声明」「見解」について(申し合わせ)

士会がその職能団体としての社会的役割において、社会に向けてその声明・見解等を表明することは、必要かつ重要なことである。士会の発する「声明」「見解」等(以下「声明等」)の発出について、以下のようにする。

1. 士会の発する声明等の発出元は、理事長もしくは代表理事(正副理事長)声明等、士会執行部声明等、士会理事会声明等、士会もしくは士会社員総会声明等、とし、それぞれの適切な決議によって声明等の発出を実施する。
2. 発出元の選択は、その緊急性や重要性に鑑みて理事長が判断する。
3. 理事長もしくは代表理事声明等は直近の執行部会に、執行部会声明は直近の理事会に、理事会声明は直近の社員総会に、それぞれ報告する。そこで声明等を否認する決議がされた場合は、それぞれの声明等を撤回する手続きをとる。
4. 理事長もしくは代表理事声明等、士会執行部声明等、士会理事会声明等は、それぞれの発出元的意思を示すに過ぎず、それをもって士会全体の意思を表すものではない。また、一人一人の会員がその声明に同意しなければならないということもない。
5. 士会もしくは士会社員総会声明等は士会の総意を示すものとして発出される。この場合、提案者は執行部会、理事会、支部総会、もしくは会員とする。会員が提案者である場合は各支部総会に声明等の案を提出し、支部総会の議論を経て各代議員が社員総会を構成し、そこで適切に決議されることを要する。
6. その他の声明等の提案は、士会会員であれば誰でも行うことが出来、それは、協議に必要な時間を考慮して理事長に提出する。
7. この申し合わせの改訂は、理事会の決議による。

2025 年 6 月 22 日